



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 富山化学工業株式会社  
代表者名 代表執行役社長 中野 克彦  
(コード番号 4518 東証 1 部)  
問合せ先 執行役 経営企画部長 水野 淳一  
総務人事部長 尾山 雅之  
( T E L 03 - 5381 - 3821 )

## **当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ**

当社グループは、企業価値・株主価値の向上を目指し、中期経営計画 2009 を策定し、当社の経営目標である「新薬開発を通じて世界の医療の発展に貢献すること」を目指すとともに、長期的な経営課題を「世界基準の新薬候補化合物を安定的に創出すること」といたしております。このため、当社では、全世界で販売を展開している企業に対して、世界基準の新薬を導出することにより世界の医療の発展に貢献することを目指しております。この中期経営計画の第 期(～2005 年)では、まず、医療用医薬品への経営資源の集中を図り、2006 年 3 月期では、第 期(～2009 年)の初年度として、世界基準の新薬を生み出す研究基盤の整備を図ってまいりました。

当社は、中期経営計画 - 2009 で「研究開発型企业」としての位置づけを明確にし、「限られた資源を最大限に活用し、有効な化合物を効率よく創出すること」を企業価値創造の原点と捉え、その実現のためには長年にわたり培われた当社の研究開発における企業風土をさらに醸成することが不可欠であると考えております。

経営課題である「世界基準の新薬候補化合物を安定的に創出すること」を達成するためには、2001 年 4 月に創立された創薬基盤研究所を核にした内外の研究機関・企業との協働をさらに幅広く活発に展開する必要があると考えております。それと共に重要なのは、当社の企業理念である「ライブサイエンス(注 1)で健康文化を創造する」の精神に基づきこれまで蓄積してきた研究開発の技術を、今後も当社の企業風土・文化として後世に受け継いでいくことであり、これを著しく損なう環境変化は当社の企業価値創造に重大な変化を及ぼすおそれがあると考えております。これが当社の「研究開発型企业」として事業活動を行う上での基本的な考え方でございます。

注 1 生命科学( Life Science )を研究活動の基礎とするだけでなく、まず私たち自身が“生き生き”(Lively)と働き、人々に健康で“生き生き”した暮らしをお届けしたいという考え方から生まれた造語

当社は、上記中期経営計画 2009 に沿った事業活動を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。そしてその着実な実行のためには、万一であっても濫用的な株式買収者によって継続的な事業活動が不合理に頓挫させられることのないように、適切かつ合理的な措置を講じておく必要があると考えております。また、買収者が現れた場合、株主の皆様が買収に応じるか否かについて適切にご判断を行えるよう、必要かつ十分な情報が株主の皆様に必要なタイミングで提供される必要があると考えております。

当社はこれまで、上場企業として、このような買収者が現れた場合の問題について鋭意検討してまいりましたが、今般、特定株主グループ(注2)の議決権割合(注3)を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれの場合についても、市場取引、公開買付等の具体的買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、このような買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針を取りまとめ、2006年5月15日に開催された当社取締役会において、以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この対応方針の導入に当たりましては、当社取締役会が外部の専門家のアドバイスを心得て検討の上、導入の可否につき検討した結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するためには、この対応方針の導入が不可欠であると判断し、当社社外取締役4名全員の同意および監査委員会の同意を得た上で、当社取締役会は、審議の上、この対応方針を導入することを取締役全員一致により決定いたしました。

注2：特定株主グループとは、

- (1) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者、および当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同じとします。)

または

- (2) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同じとします。)

を意味します。

注3：議決権割合とは、

- (1) 特定株主グループが注2の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。))も加算するものとします。以下同じとします。)

または

- (2) 特定株主グループが注2の(2)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等

所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計

をいいます。株券等保有割合または株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち、直前に提出されたものを参照することができるものとします。

## 1. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、大規模買付者に当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、適切に判断して頂くためには、大規模買付行為が行われようとする際に、当社取締役会を通じ、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報が提供される必要があると考えております。したがって、当社取締役会としましては、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様への代替案を提示したりすることもございます。

当社グループは、「顧客満足：健康を願う人々、医療に関わる人々が真に求める価値を提供する」、「株主満足：安定した業績を通じて株主に貢献する」、「社会満足：環境マネジメントおよび社会貢献活動の取り組みを通じて持続的な社会の発展に貢献する」および「社員満足：公平、公正な場を提供し、意欲に満ちた社員の自己実現を支援する」の4つの満足を追求するとともに、これらを業務執行の上での「判断基準」あるいは「意思決定における原則」といたしております。この顧客満足、株主満足、社会満足および社員満足を追求するために、当社の経営には各事業に関する幅広い知識・ノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の様々な顧客および取引先等との間に長年に亘り築かれた信頼関係に加え、研究開発における当社独自の企業風土への理解が不可欠でございます。また、当社は一般用医薬品のトップ企業である大正製薬株式会社との間で資本提携および業務提携関係にあり、両社の合併事業として医療用医薬品の販売会社である大正富山医薬品株式会社を設立し、現在の大正製薬株式会社の当社に対する持株比率は21.8%となっております。両社の提携関係は、当社事業の強化、拡大、および経営資源の効率化のため、ひいては当社の企業価値を向上させるために必要不可欠であると考えております。

これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう常日頃からIR活動に努めております。しかしながら、突然に大規模買付行為がなされた場合におきましては、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間に適切に判断するために、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えております。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとりましては、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先ならびに地域社会等のステークホルダーとの関係についての方針を含めて、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上での重要な判断材料と考えております。同様に、当社取締役会の当該大規模買付行為に対する評

価・意見についても、当社株主の皆様にとりまして重要な判断材料となるものと考えております。

以上の諸点を考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合には事前に大規模買付者から、株主の皆様の適切な判断のために必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えております。このような情報が提供された後、外部専門家の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価および意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討した上で、その評価および意見をまとめ公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めた場合、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。このようなプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には、当社取締役会の評価および意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と、代替案が提示された場合にはその代替案を比較検討することが可能となり、これによって、大規模買付行為に対する最終的な応否を自ら適切に決定する機会が与えられることとなります。

もっとも、こうした対策方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた大規模買付者との協議・交渉等の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されるところでございます。この点、現在の当社の取締役会は、半数が社外取締役によって構成されており、今後も半数以上を維持する予定でございます。現在の当社社外取締役4名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、公認会計士、法律家であり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主全体の利益に合致すると考え、以下のとおり事前の情報提供に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、このようなルールの設定については、裁判所においても、「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものでございます。

- (1) 具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供して頂きます。その一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの詳細（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法および内容

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

大規模買付者に対する資金供与者の名称その他の概要

当社の経営に参画した後に想定している、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表執行役員に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、および、提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出頂くこととし、当社は、このような意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供頂くべき本必要情報の具体的な項目を定めた本必要情報リストを当該大規模買付者に交付いたします。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまでに追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への適切な応否判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

- (2) 次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもございます。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間中、随時、当社社外取締役 3 名以上を構成員として当社取締役会内に設置される「特別委員会」（その決議要件・決議事項等については（別紙 1）「特別委員会の概要」をご確認ください。）の助言・勧告を受け、この助言・勧告を最大限尊重することといたします。

大規模買付者が、大規模買付ルールにおいて定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合等、当社の企業価値および株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その概要については（別紙 2）「本新株予約権の概要」をご確認ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対し、株主割当の方法により発行いたします。ただし、新株予約権の無償割当の方法を用いる

こともございます。本新株予約権の発行の有無の判断については、以下に後述するとおり、特別委員会の勧告を経た上で、当社取締役会が決定いたします。

### 3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

当社取締役会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権を発行する場合があります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的であるものと認められ（注4）、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は後述する特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権を発行することがあります。

注4：濫用目的であるものとは、例えば、大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合、などを想定しています。

#### (3) 特別委員会

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は、当社社外取締役のうち公正で中立的な判断が可能であるとして当社取締役会が選任

する3名以上とします。

特別委員会は、例えば、当社取締役会からの諮問に基づき、本対応方針にそって大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に助言・勧告を行うなど、当社取締役会が必要に応じ諮問する事項につき当社取締役会に対し助言・勧告を行います。特に、上記3.(2)に記載のとおり、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的であるものと認められ、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される際に例外的対応をとる場合、または、上記3.(1)に記載のとおり、大規模買付ルールが遵守されなかったと判断し、本新株予約権を発行する場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、当社取締役会は必ず特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は特別委員会からの勧告を最大限尊重するものとします。

#### (4) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会からの上記助言・勧告を最大限尊重して、本新株予約権を発行するかどうかにつき、速やかに決議を行うものといたします。

当社取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行った場合、直ちに当該決議をした事実およびその概要ならびに当該決定の判断理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

ただし、当社取締役会は、このような決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、再度特別委員会に諮問した上で、その助言・勧告に基づいて別個の判断を行うことができるものといたします。

## 4. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護に繋がるものと考えております。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をなす上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するかどうかにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

### (2) 本新株予約権発行時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付行為が明らかに濫用目的であるものと認められ、その結果として会社に回復しがたい損害をもたらすなどの場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、本新株予約権を発行することがございますが、本新株予約権の仕組上、大規模買付者を除く当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が本新株予約権を発行す

ることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、本新株予約権の発行についての、当社株主の皆様に関わる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたしますが、以下の点にご注意いただく必要がございます。

(a) 名義書換の手続

名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、当社取締役会が別途定め公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了して頂く必要がございます。なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

(b) 本新株予約権の申込の手続

新株予約権を取得するためには、当社より送付いたします新株予約権の申込書に必要な事項を記載および捺印の上、当社取締役会が別途定める新株予約権の申込期間内に申込取扱場所に提出することにより、新株予約権の申込の手続を行って頂く必要がございます。上記のような申込の手続を行わなかった場合、他の株主による新株予約権の行使により、保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、新株予約権の無償割当ての方法により株主の皆様には新株予約権が割り当てられる場合には、上記のような申込の手続は不要となり、割当期日による最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権の所有者となります。

(c) 本新株予約権の行使手続

新株予約権の行使により新株を取得するためには、当社より送付いたします新株予約権の権利行使に必要な書類に必要な事項を記載および捺印の上、当社取締役会が別途定める新株予約権の権利行使期間内に払込取扱場所に提出するとともに、当社取締役会が別途定める所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権の行使手続を行っていただく必要がございます。

ただし、当社取締役会が、新株予約権の発行決議の際、行使が可能となっている新株予約権を当社の株券等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付した場合には、上記のような新株予約権の行使手続は不要となり、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を所有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社の株券等を受領することとなります。なお、この場合、株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがございます。

## 5. 大規模買付ルールの適用開始と有効期限

この対応方針は、2006年5月15日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2006年7月31日までといたします。ただし、2006年6月27日に開催される当社第107回定時株主総会において選任される取締役が、2006年7月31日までに開催される当社取締役会において、この対応方針を継続することを決定した場合、この有効期限は1年間延長されるものとし、以後も同様といたします。当

社取締役会は、この対応方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせいたします。なお、当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により、全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された当社取締役会において、特別委員会の助言・勧告を受け、本対応方針を廃止する決議を行う可能性があり、また、株主の皆様から直接選任いただいた社外取締役のみで構成される特別委員会が、当社取締役会に対し、その諮問に基づいて本新株予約権の発行を行わない旨の勧告を行うことも可能でございます。以上の点から、本対応方針の継続、見直しまたは廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

また、この対応方針を継続することを決定した場合であっても、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令や東京証券取引所が定める上場規則等を踏まえこの対応方針を随時見直していく所存であり、その場合には、その内容を速やかにお知らせいたします。

以 上

## 特別委員会の概要

### 1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役 3 名以上で構成される。当初の構成員は、柳田幸男、吉田博一、犬島伸一郎および柿本省三の 4 名とする。

### 2. 決議要件

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の決議は、特別委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、特別委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 3. 決議事項その他

特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の決定

大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案の決定

本新株予約権の発行（無償割当）もしくは不発行

大規模買付ルールの導入・維持・見直し・廃止

大規模買付ルール以外の買収防衛策の検討・導入

その他大規模買付ルールまたは本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、特別委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

## 本新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。ただし、新株予約権の無償割当の方法を用いる場合がある。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株または当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

### 5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、当社取締役会は、新株予約権の発行決議の際、行使が可能となっている新株予約権を当社の株券等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができるものとする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと(ただし、本対応方針の導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。)等を行行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由、消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上